

令和 7 年度 国民健康保険
保健事業実施計画書

有 田 市

1. 事業目的

健康日本21（第2次）の推進において、健康寿命の延伸・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底が明記されているため、効率的かつ効果的な事業の実施を目的として、医科と調剤のレセプトをデータ化し、特定健診データと突合したデータベースシステムを活用しながら保健事業を展開する。

また、本市の詳細な医療費や傷病状況を把握した上で令和5年度に策定した第3期データヘルス計画に基づき、特定健康診査未受診者対策及び特定保健指導事業を実施することにより、医療費の適正化と健康増進を実現する。

2. 事業内容

特定健康診査未受診者に対し、アプローチ（個別勧奨通知・電話勧奨・街頭啓発等）の充実を図るとともに、それぞれの年齢や健康状態に応じた健康づくりに关心を持てるよう工夫し、生活習慣病の予防に繋げられる教室等の開催や保健指導を実施する。

本市では、国の目標値に比べ、特定健康診査受診率やがん検診受診率が低い状況であることから、国保被保険者をはじめ市民の健康増進への関心を高めるための健康増進啓発事業を実施する。

3. 実施方法

（1）特定健康診査未受診者対策

未受診者に対し、過去の受診歴や受診状況等のデータ分析を行い、より効果的な個別勧奨として、ソーシャルマーケティングを活用した未受診者勧奨通知や電話での受診勧奨を実施する。

また、40歳未満の若年層に向けては、今後の健診受診の定着を図るため、集団健診及び人間ドックの受診勧奨を実施する。さらに、特定健康診査に対する受診意欲を促進するとともに特定健康診査受診の定着化を図るため、インセンティブとして特定健診受診者に抽選で商品券を配布する。

未受診者で既に生活習慣病等で受療中の方に対しては、市医師会と連携強化を図り、医療機関を通じて受診勧奨や情報提供を実施し、受診率の向上を目指す。

（2）特定健康診査受診者のフォローアップ

特定健康診査結果通知の際、よりわかりやすくかつより詳しい案内の送付を行う。

また、特定健康診査の結果、指導が必要と判定された者に対して、自らの生活習慣における課題の認識や行動変容を促すために、特定保健指導の実施率のさらなる向上を目指す。特定保健指導のインセンティブとして、「えみくるARIDA」の利用券5,000円分を贈呈する。

（3）糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健康診査結果及びレセプトデータにより対象者を抽出し、糖尿病の治療者や中断者的人工透析への移行リスクの高い被保険者に医療機関の受診勧奨や保健指導を実施する。糖尿病性腎症重症化予防保健指導においては、有田市医師会に加盟する医療機関と連携強化を図り、早期に保健指導を行うことで糖尿病性腎症の悪化を未然に予防する。

（4）生活習慣病重症化予防事業

生活習慣病の知識の普及に努めるとともに、特定健康診査の結果データやレセプトデータにより、糖尿病・高血圧・脂質異常症等で医療受診が必要な未受診者・治療中断者に対して、医療機関への受診勧奨や被保険者の健康状態に即した健康教育・保健指導を行い、発症及び重症化予防を図る。

(5) 健康増進啓発事業の実施

健康増進啓発事業としては、特定健康診査の街頭啓発や健康チェックイベントを開催する。

また、有田市医師会に委託し、生活習慣病重症化予防講演会を開催するなど市民の健康への関心を高めて行く。

(6) 服薬適正化介入事業

市医師会及び有田薬剤師会と連携し、レセプトからの重複・多剤服薬者等の情報を基に対象者を抽出し、不必要的重複服薬の改善やお薬手帳の利用促進に効果的な通知書を送付する。その後、被保険者の状況に応じた保健指導を行い、服薬の適正化を図る。